

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

(2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第5条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用ト

イレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

2 対象工事等は、次のURL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（見積施工歩掛実態調査）

第11条 本工事の扉体製作工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第12条 本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

特記仕様事項

第1章 工事内容

1. 工事概要

本工事は、一の堰1号洪水吐ゲート設備及びその他付帯設備等の製作を行う工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 1号洪水吐ゲートの製作 1式（据付は別工事にて施工）

1) 洪水吐ゲート・・・1式（扉体・開閉装置）

2) 付属設備・・・・・・1式（P4 堰柱張出歩廊・階段）

3) 電気設備・・・・・・1式（機側操作盤・中継端子盤）

2. 工事範囲

(1) 工事の施工範囲は、工事概要に示す設備の製作、輸送までの一切とする。

3. 適用規格

本工事の設計・製作に対しては下記規格及び基準に基づいて行うものとする。

1) 徳島県農林土木工事共通仕様書（徳島県）

2) 徳島県農林土木工事施工管理基準（徳島県）

3) 施設機械工事等共通仕様書（農林水産省）

4) 施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）

5) 土地改良事業計画設計基準（農林水産省）

6) 土地改良施設管理基準（農林水産省）

7) ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）

8) 電気設備計画設計技術指針（農林水産省）

9) 鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）（農林水産省）

10) 鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）（農林水産省）

11) 電気設備計画設計技術指針（農林水産省）

12) 労働安全衛生規則（厚生労働省）

13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生労働省）

14) 日本工業規格（JIS）（日本規格協会）

15) 日本電気工業会標準規格（JEM）（日本規格協会）

16) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）（日本規格協会）

17) その他関連法規、基準、規格、規定、指針など

第2章 提出図書等

1. 提出図書

提出図書は、A4 版の装丁とし、監督員が指定する日までに次に示す部数を作成し監督員に提出するものとする。

- 1) 承諾図書 提出部数 1 部
- 2) 完成図書 提出部数 2 部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

- ① 製作仕様書
- ② 施工計画書（塗装要領書、工事検査要領書、試験検査要領書、施工工程表 他）
- ③ 設計図
- ④ 設計計算書
- ⑤ 構造図
- ⑥ 電気設備図
- ⑦ 使用材料表
- ⑧ 外注品一覧表
- ⑨ 機器選定理由書
- ⑩ 機器性能証明書（カタログ等）
- ⑪ その他監督員の指示した図書

第3章 設計

1. 工事概要

本工事は、一の堰 1 号洪水吐ゲート設備の製作工事であり、その概要は次の通りである。

(1) 水門設備

1) 1 号洪水吐ゲート（扉体・開閉装置）

ゲート形式 二相ステンレス鋼製シェル構造ローラゲート

寸 法 純径間：19.767m ゲート高：2.700m

開閉装置型式 電動ワイヤロープ式（1 M 1 D）

2) 付属設備（階段・張出床板・支持台）

形 式 鋼製（亜鉛メッキ）

(2) 電気設備

1) 機側操作盤 屋内自立閉鎖型

2) 中継端子盤 TB1 型・TB2 型

2. 材料

(1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

材 料 名	規 格	適 用
扉体本体	SUS821L1	
主ローラ	SUS304N2	
扉体側シーブ	SCS13	
戸当り（接水面）	SUS304	
主ローラ当り	SUS304N2	
主戸当り	SM490A	
ボルト・ナット	SUS304	
ドラム	SM490C	
ドラムギヤ	SCM435、SCM445	
開閉機側シーブ	SC450	
ドラム軸	S45C-N	
シーブ軸・フック軸	SUS304	
機械台	SM400A、SS400	
階段、張出床板	SS400	亜鉛メッキ

(2) 主要個所の使用材料は、構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督員の承諾を受ける。

(3) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外はダム・堰施設技術基準（案）に準拠する。

第 4 章 構造及び製作

1. 構造一般

(1) 構造については、設計図書に示される土木構造物に適応するとともに水位等の荷重条件に対して強度、剛性を有し耐久性に優れ、操作及び保守点検が容易なものとする。

(2) 工場製作品及び外注品は、防錆に対して適切な処置を施すものとする。

(3) 本設備は、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

2. 1 号洪水吐ゲート

(1) ゲート形式 二相ステンレス鋼製シェル構造ローラゲート

(2) 純径間×有効高 純径間：19.767m ゲート高：2.700m

(3) 門 数 1 門

(4) 閉装置型式 電動ワイヤロープ式（1M1D）

(5) 設計水深 常時（前）3.200m （後）0.000m
地震時（前）3.200m （後）0.000m

(6) 水密方式 前面 3 方ゴム水密

(7) 地震時水平震度 L1=0.20 L2-1=0.45 L2-2=0.70

- (8) 開閉速度 0.3m/min
- (9) 揚 程 6.600m（休止時）
- (10) 操作方式 機側及び遠隔操作

3. 扉体

- (1) 扉体は、二相ステンレス製でスキンプレート、上面板、背面板、底面板を配置したシェル構造とする。
- (2) 扉体の内部には、水平桁及び縦桁（ダイヤフラム）配置する。
- (3) 背面板、底面板には、給排水の穴を設ける。及び内部に点検時に入れるマンホールを設ける。
- (4) 前面水密に対応する側部水密ゴムは、L形状とする。底部水密ゴムは、平ゴムとし、止水出来る構造とする。
- (5) 扉体は、輸送を考慮した寸法に分割する。

4. 開閉装置

- (1) 開閉装置は、電動ワイヤロープウインチ式（1M1D）形式とする。
- (2) ワイヤロープウインチには、ワイヤ弛み検出装置、ワイヤ過負荷検出装置、制限開閉器等の必要な機器を設けるものとする。
- (3) 点検時に扉体を休止させるために、休止装置を設ける。
- (4) 開閉装置の回転部には、危険防止のカバーを設ける。
- (5) 各軸受には、個別給油できるグリスニップルを設ける。

5. 付属設備

- (1) 階段及び張出床板
 - 1) 階段は、管理橋から操作室に昇降するためとする。
 - 2) 張出床板は、既設の操作室が狭いため、拡張する。
 - 3) 階段及び張出床板は、亜鉛メッキ品とする。

6. 外注品

本工事で使用する外注品・購入品は、JIS 又はその他関係する規格、基準に適合した機器を使用し、その構造、性能、機能、品質については、受注者が責任を持つものとする。

7. 予備品・付属品

- (1) 付属品 必要な物・・・1 式
- (2) 分解工具・・・・・・・1 式

第 5 章 運転操作・制御方式

機側操作・遠隔操作とする。

1. 運転管理

遠隔遠方への受け渡しの信号等情報の受渡し方法は次による。

- (1) 監視信号
 - 無電圧接点信号（容量 DC110V 50mA）
- (2) デジタル計測信号
 - 無電圧接点信号（容量 DC110V 50mA 又は DC24V 30mA）

(3) アナログ計測信号

DC4～20mA 又は DC1～5V

(4) 制御信号

無電圧接点信号（容量 DC110V 50mA 又は DC24V 30mA 又は AC100V 100mA）

誘電接点信号（DC24V 又は DC100V）

第6章 電気設備

1. 一般事項

(1) 各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書並びに関係諸基準に準ずるものとする。

(2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

2. 設備概要

(1) 電源は、管理棟の受電設備の電源供給設備より供給する。

(2) 機側操作盤を設けるものとする。

3. 機側操作盤

(1) 形状：屋内鋼板製自立閉鎖型

(2) ゲート操作

1) ゲートを開閉操作するために必要な「開、閉、停止」スイッチを設ける。

2) 停止不能時に備え、非常停止スイッチを設ける。

3) 遠方・機側操作のために操作切替スイッチを設ける。

(3) 機側操作盤構成機器

1) 一般事項

a) 操作盤は、前面扉自立閉鎖式盤とする。

b) 操作盤の前面には、操作のためのスイッチ類を設けるものとする。

c) ゲートの状態を表示するために必要な表示灯を設ける。

d) ゲート開度を表示するため開度表示器を設ける。

e) 遠方盤との通信は、多芯ケーブルにて行う。中継のための端子台を設ける。

2) 供給電源

制御電源 1φ2W100V 60Hz

3) 計器

ゲート操作に必要な計器類は、常時監視できるよう、操作盤の前面から見える構造とする。

4) 表示灯

操作盤に必要な表示灯は明確な選別が可能なもので、操作順序を考慮して配置するものとする。

5) 主要装備器具

名称銘板 1 式

漏電遮断器 1 式

サーキットプロテクタ 1 式

切替スイッチ (COS)	1 式 (機側—遠方)
切替スイッチ (CS)	1 式 (開—停止—閉)
記名式表示灯	1 式
ランプテストスイッチ	1 個
非常停止スイッチ	1 個
開度指示計	1 個 (アナログ)
補助継電器	1 式
盤内照明	1 式
盤内スペースヒータ	1 式
端子台	1 式
その他必需品	1 式

4. 中継端子盤

- (1) 形状：屋内鋼板製閉鎖型
- (2) TB1 型
 - a) 端子台 94Ax3P, 40Ax1P, 30Ax6P, 21Ax55P 程度
 - b) 扉に非常停止ボタンを装備する。
 - c) W500 x H1000 (架台含) xD250 程度
- (3) TB2 型
 - a) 端子台 30Ax6P, 21Ax20P 程度
 - b) 扉に非常停止ボタンを装備する。
 - c) W250 x H1000 (架台含) xD250 程度

第 7 章 塗装

1. 一般事項

- (1) ステンレス部材については十分に酸洗いをを行うものとする。
- (2) 外注品（主に開閉装置）については各メーカーの標準仕様とする。
- (3) 塗装色については色見本提出のうえ、監督員の承諾を得るものとする。
- (4) 溶融亜鉛めっきの仕様は、JIS H 8641 に準拠とする。
- (5) 各設備の塗装仕様は以下の通りとする。
 - 1) 1 号洪水吐ゲート
 - ・扉体：ステンレス部材は酸洗い
 - ・開閉装置：エポキシ・ポリウレタン樹脂系
機械単体品（購入品）は、メーカーの塗装仕様とする。
但し、塗装色は監督員の指示による。
 - 2) 付属設備
 - 溶融亜鉛メッキ「JIS H-8641」に準拠する。
- (6) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修塗装を行い、仕上げるものとする。
- (7) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の 70%以上とする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。

3. 塗装使用

- (1) 扉体 SUS 部

- ・酸洗い

- (2) 開閉装置

- ・エポキシ・ポリウレタン樹脂系

施工場所	工 程	塗装等	標準膜厚	塗色
工場	素地調整	ISO Sa2 1/2		最終層 淡彩色
	プライマー処理	有機ゾンクリッチプライマー	15 μ m	
	下塗	エポキシ樹脂塗料下塗 (気中部用)	80 μ m	
	下塗	エポキシ樹脂塗料下塗 (気中部用)	80 μ m	
	中塗	ポリウレタン樹脂塗料中塗	40 μ m	
	上塗	ポリウレタン樹脂塗料上塗	30 μ m	

- (3) 付属設備

- ・溶融亜鉛メッキ・・・メッキ量は、450g/m²

第 8 章 試験及び検査

1. 一般

- (1) 本工事の段階確認の方法、日程については、監督員と協議するものとする。

2. 工場検査

- (1) 試験、検査は、設計図書及び承諾図書により実施するものとする。
- (2) 試験、検査に要する費用については、受注者の負担とする。

3. 現場検査

- (1) 監督員は、受注者の工場内において立会検査を行うことがある。
- (2) 工場検査は、工場製作完成時に外観検査、溶接検査、寸法検査、仮組検査、機能試験及びその他必要と認められるものについて、監督員の立会のもとに実施する。
- (3) 発注者の都合により監督員が立会できない場合は、社内検査成績書等を提出し監督員の承諾を得ることとする。

第9章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。